

令和元年10月29日

財政運営

失業等給付関係収支状況

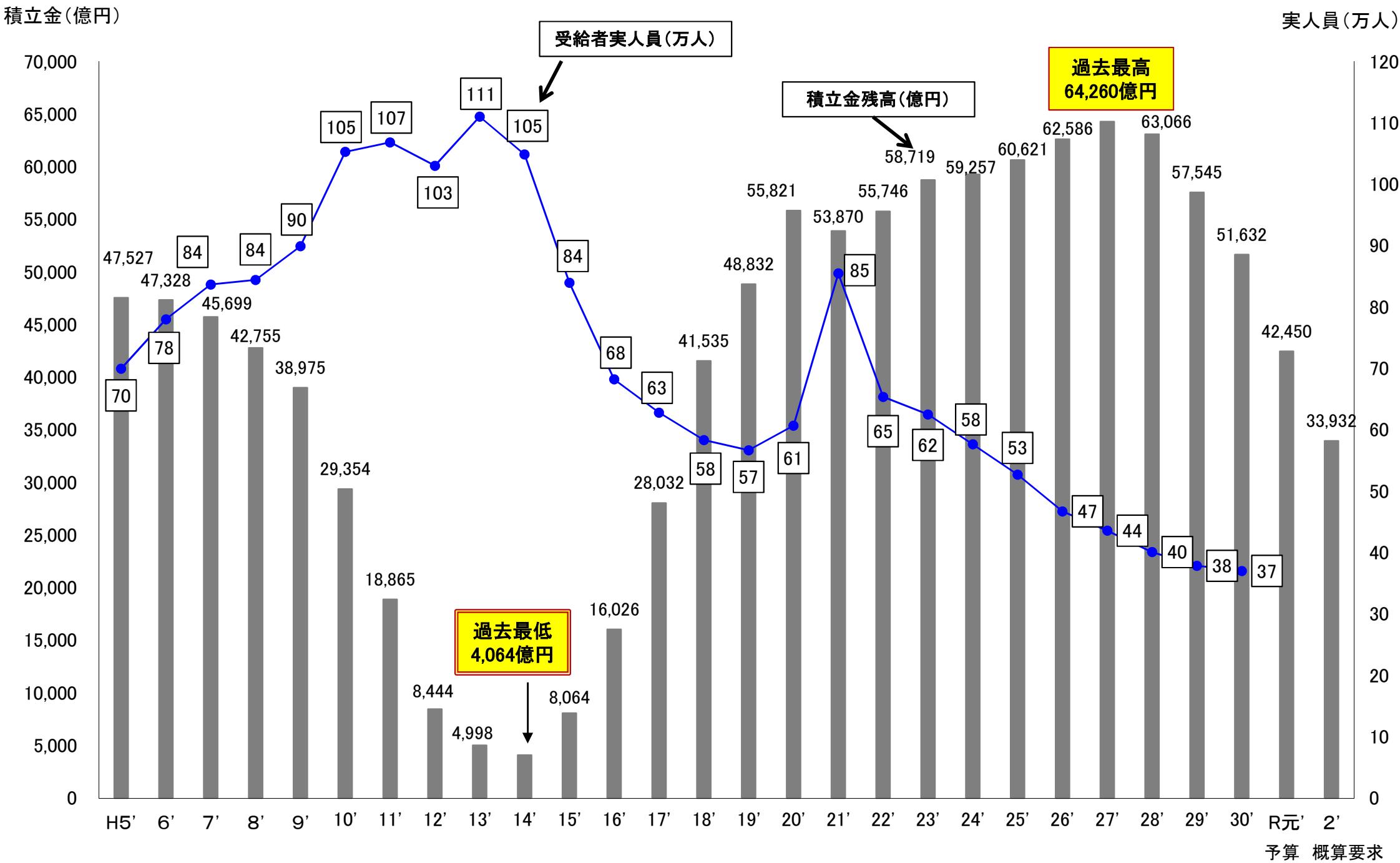
(単位：億円)

	平成25年度 決算	26年度 決算	27年度 決算	28年度 決算	29年度 決算	30年度 決算	令和元年度 予算	2年度 要求(※)
収入	18,006	18,083	18,197	15,117	10,881	11,242	11,467	12,223
うち 保険料収入	16,057	16,551	16,771	13,746	10,587	10,879	11,164	11,927
うち 失業等給付に係る 国庫負担金	1,410	1,252	1,261	1,226	184	208	252	249
うち 就職支援法事業 に係る国庫負担金	247	63	53	43	5	5	6	6
支出	16,642	16,118	16,523	16,311	16,402	17,155	20,649	20,741
(うち 失業等給付費)	(14,971)	(14,608)	(15,030)	(14,838)	(14,988)	(15,727)	(18,550)	(18,589)
(うち 就職支援法事業)	(467)	(350)	(279)	(231)	(191)	(156)	(169)	(154)
差引 剰余	1,364	1,965	1,674	▲ 1,194	▲ 5,521	▲ 5,913	▲ 9,183	▲ 8,517
積立金残高	60,621	62,586	64,260	63,066	57,545	51,632	42,450	33,932

※令和2年度要求の国庫負担については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、予算編成過程で検討することとしている。

- (注)1. 令和元年度予算、2年度要求の「支出」には、それぞれ予備費(元予算:420億円、2要求:500億円)が計上されている。
 2. 積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。
 3. 数値は、それぞれ四捨五入している。

失業等給付に係る積立金残高及び受給者実人員の推移



(資料出所) 厚生労働省「雇用保険事業統計」、厚生労働省雇用保険課作成資料

雇用保険二事業関係収支状況

(単位:億円)

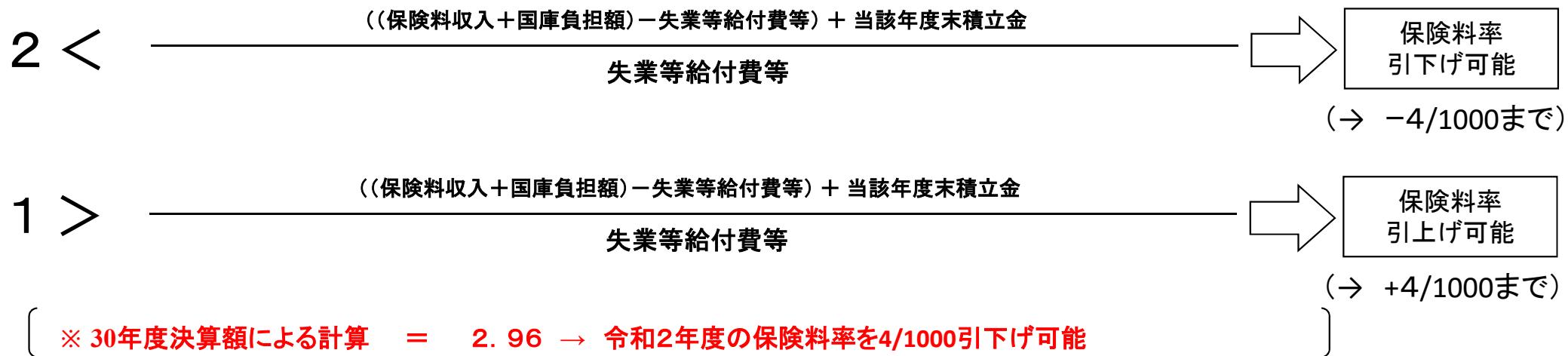
	平成25年度 決算	26年度 決算	27年度 決算	28年度 決算	29年度 決算	30年度 決算	令和元年度 予算	2年度 要求
収入	5,986	5,996	6,149	5,359	6,245	5,892	5,787	6,149
支出	4,181	3,711	3,894	4,366	4,517	4,796	6,297	6,836
差引剰余	1,805	2,284	2,255	992	1,729	1,096	▲510	▲686
安定資金残高	6,045	8,329	10,584	11,576	13,305	14,400	13,890	13,204

(注)1. 安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。
 2. 数値は、それぞれ四捨五入している。

雇用保険料率の弾力条項について

- 失業等給付に係る雇用保険料率は、原則12/1000(労使折半)※平成29年～令和元年度まで10/1000
- 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更可能。(弾力条項)

失業等給付に係る弾力条項



注:国庫負担額及び失業等給付費等には求職者支援事業に係るものも含む。

<参考:労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第5項>

5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担額(同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。)並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額(以下この項において「失業等給付額等」という。)との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金(第七項において「積立金」という。)に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超える、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の九・五から千分の十七・五まで(前項ただし書に規定する事業(同項第三号に掲げる事業を除く。)については千分の十一・五から千分の十九・五まで、同号に掲げる事業については千分の十二・五から千分の二十・五まで)の範囲内において変更することができる。

※附則第11条により読み替えられた法第12条第5項

雇用保険料率の弾力条項について

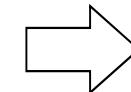
- 雇用保険二事業に係る雇用保険料率は、原則3.5/1000(事業主負担)
- 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更。(弾力条項)

雇用保険二事業に係る弾力条項

1.5 <

(保険料収入－二事業に要する費用) + 当該年度末雇用安定資金

二事業に係る保険料収入



保険料率
引下げ

(→ -0.5/1000まで)

※ 30年度決算額による計算 = 2.38 → 令和2年度の保険料率を0.5/1000引下げ

<参考:労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第8項>

8 厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業(同法第六十三条に規定するものに限る。)に要する費用に充てられた額(予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。)との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率(第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率)を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。

失業等給付費の今後5年間の収支見込みについて

試算の前提

① 雇用情勢の前提

令和元年度以降の基本手当の受給者実人員については、平成30年度実績(約37万人)をベースとする。

② その他試算に当たっての前提

(収入関係)

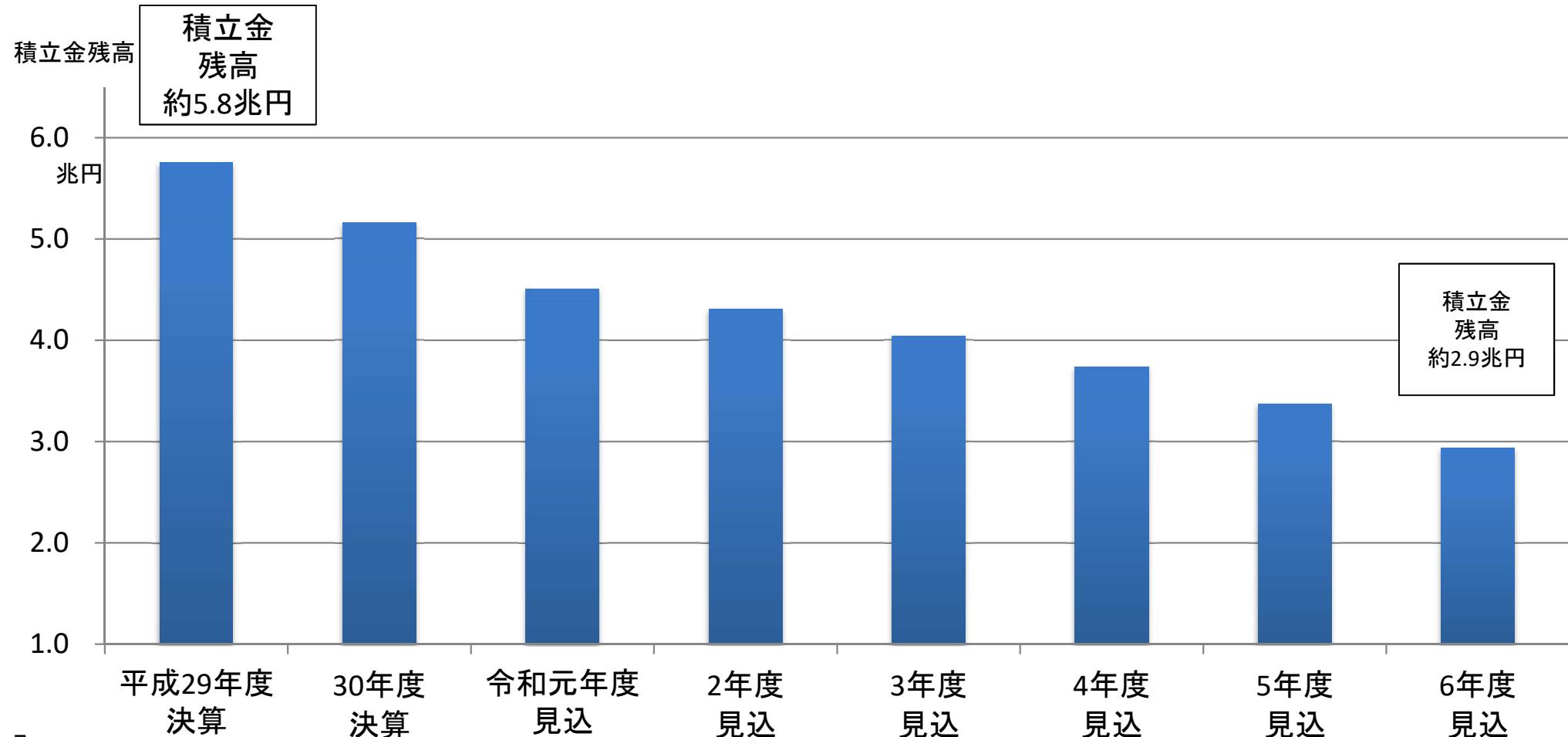
- 雇用保険料収入は、平成30年度決算をベースに、令和元年度の雇用保険料率を6/1,000とし、また、令和2年度以降は、現行法により暫定措置が終了するものとして雇用保険料率を8/1,000としている。また、64歳以上の者に係る雇用保険料の徴収免除に係る経過措置が令和元年度末をもって終了するため、令和2年度以降にこの影響を加味している。
- 失業等給付に係る国庫負担については、現行法により暫定措置が終了するものとして、雇用保険法附則第14条に基づく暫定措置により本則の55/100としている。

(支出関係)

- 令和元年度以降の支出額については、平成30年度決算額を基本とし、失業等給付の各種手当における各年度の見込額が平成30年度実績と比較して大きく変動することが見込まれるものについてはこれを反映している。
- また、失業等給付における各種手当の暫定措置は、法律どおり終了するものと仮定している。
- なお、令和元年度以降の支出額について、予備費相当額（420億円：令和元年度予算ベース）は支出額に計上していない。

(単位:億円)

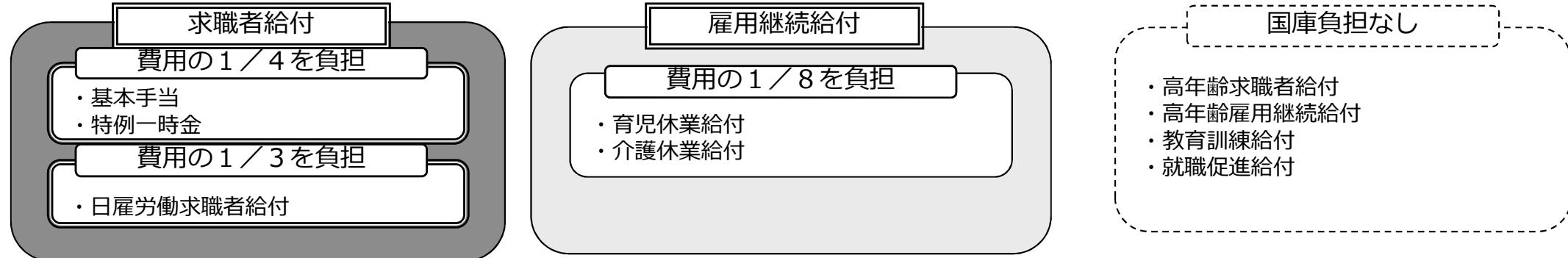
	平成29年度 決算	30年度 決算	令和元年度 見込み	2年度 見込み	3年度 見込み	4年度 見込み	5年度 見込み	6年度 見込み
収入	10,881	11,242	11,180	16,351	16,389	16,424	16,469	16,518
支出	16,402	17,155	17,720	18,391	18,977	19,522	20,139	20,824
差引剰余	▲5,521	▲5,913	▲6,540	▲2,040	▲2,588	▲3,098	▲3,670	▲4,305
積立金残高	57,545	51,632	45,093	43,052	40,464	37,366	33,696	29,391



失業等給付に係る国庫負担について

基本的考え方

雇用保険の保険事故である失業については、政府の経済政策、雇用政策と無縁ではなく、政府もその責任の一端を担うとの考え方から、単に労使双方のみの拠出に委ねることなく、国庫も失業等給付に要する費用の一部を負担している。



国庫負担の現状

- 雇用保険（失業等給付）の国庫負担については本来の55%の額に暫定的に引き下げている。（平成19年度～）
- 雇用保険法附則第15条において、「できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第13条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする」とされている。
- 平成29年度から現下の雇用情勢、雇用保険の財政状況等を勘案し、国庫負担率について、3年間時限的に100分の10に引下げられている（基本手当の場合、13.75%（本来負担すべき額の55%）⇒2.5%（同10%））

<参考：雇用保険法附則>

(国庫負担に関する暫定措置)

第十三条 国庫は、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定による国庫の負担については、当分の間、これらの規定にかかわらず、これらの規定による国庫の負担額の百分の五十五に相当する額を負担する。

2・3 (略)

第十四条 平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度においては、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定並びに前条の規定にかかわらず、国庫は、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定による国庫の負担額の百分の十に相当する額を負担する。

第十五条 雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

雇用保険料及び国庫負担の推移

	失業保険 (昭22) (昭24) (昭27) (昭34) (昭35) (昭45)	雇用保険 (昭50) (昭53) (昭54) (昭56) (昭57) (昭61) (昭63) (平4) (平5) (平10) (平13) (平14) (平15) (平19) (平21) (平22) (平23) (平24) (平27) (平28) (平29) (令元) (注6)
雇用保険料 (注1)	$\frac{22}{1,000} \frac{20}{1,000} \frac{16}{1,000} \rightarrow \frac{14}{1,000} \frac{13}{1,000}$	$\frac{13}{1,000} \frac{13.5}{1,000} \frac{14.5}{1,000} \frac{14}{1,000} \frac{14.5}{1,000} \frac{14}{1,000} \frac{14.5}{1,000} \frac{12.5}{1,000} \frac{11.5}{1,000} \rightarrow \frac{15.5}{1,000} \frac{17.5}{1,000} \frac{19.5}{1,000} \frac{15}{1,000} \frac{11}{1,000} \frac{15.5}{1,000} \rightarrow \frac{13.5}{1,000} \rightarrow \frac{11}{1,000} \frac{9}{1,000} \rightarrow$
失業等給付 保険料率 (労使折半)	$\frac{22}{1,000} \frac{20}{1,000} \frac{16}{1,000} \rightarrow \frac{14}{1,000} \frac{13}{1,000} \frac{10}{1,000} \rightarrow \frac{11}{1,000}$ <small>(法改正)</small>	$\rightarrow \frac{9}{1,000} \frac{8}{1,000} \rightarrow \frac{12}{1,000} \frac{14}{1,000} \frac{16}{1,000} \frac{12}{1,000} \frac{8}{1,000} \frac{12}{1,000} \rightarrow \frac{10}{1,000} \rightarrow \frac{8}{1,000} \frac{6}{1,000} \rightarrow$ <small>(弾力) (法改正) (法改正) (弾力) (法改正) (弾力) (法改正) (弾力) (注2) (注4) (法改正・弾力) (法改正・弾力) (注7) (注8)</small>
二事業 保険料率 (使用者負担)		$\frac{3.0}{1,000} \frac{3.5}{1,000} \rightarrow \frac{3.0}{1,000} \frac{3.5}{1,000} \frac{3.0}{1,000} \frac{3.5}{1,000} \rightarrow \frac{3.0}{1,000} \rightarrow \frac{3.5}{1,000} \rightarrow \frac{3.0}{1,000} \rightarrow$ <small>(法改正) (弾力) (弾力) (弾力) (弾力) (弾力) (法改正) (注8)</small>
国庫負担率 (基本手当)	$\frac{1}{3} \rightarrow \frac{1}{4}$	$\rightarrow \frac{22.5\%}{(1/4)} \frac{20.0\%}{(1/4)} \frac{14.0\%}{(20.0\% \times 0.9)} \frac{1}{4} \rightarrow \frac{13.75\%}{(1/4 \times 0.8)} \frac{1}{4} \rightarrow \frac{2.5\%}{(1/4 \times 0.7)} \rightarrow \frac{2.5\%}{(1/4 \times 0.1)}$ <small>(注3, 5) (注8)</small>

(注1)農林水産業、清酒製造業及び建設業の失業等給付保険料率については労使双方1/1000ずつの上乗せがあり、また、建設業の二事業保険料率については、1/1000の上乗せがある。

(注2)平成15年度法改正により、失業等給付の保険料率が16/1000とされたが、法律の附則により平成15年度及び16年度は暫定的に14/1000とされた。

(注3)平成4年度～平成12年度、平成19年度～の国庫負担は、「当分の間」の措置として、本来の国庫負担の所要額に一定の率(H4年度0.9、H5～9年度0.8、H10～12年度0.56、H19年度～0.55)を乗じて得た額とされた。

(注4)平成21年度の1年間に限り暫定的に引下げ。

(注5)平成21年度二次補正において、3500億円を追加投入。

(注6)平成23年法改正により、失業等給付に係る法定の保険料率を平成24年度より14/1000に引き下げるのこととされた。また、国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で暫定措置を廃止するものとするとされた。

(注7)平成28年法改正により、失業等給付に係る法定の保険料率を平成28年度より12/1000に引き下げるのこととされた。

(注8)平成29年法改正により、失業等給付に係る法定の保険料率を平成29年度から令和元年度まで10/1000に引き下げるのこととされ、平成29年度から令和元年度まで国庫負担の額は本来の額の10%とされている。

経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)(抄)

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等

(2) 主要分野ごとの改革の取組

①社会保障

(多様な就労・社会参加に向けた年金制度改革等)

雇用情勢はアベノミクス等の成果により引き続き安定的に推移していること等を踏まえ、消費税率引上げ後の国民の所得環境にも配意し、雇用保険の積立金の積極的な活用と安定的な運営の観点から、雇用保険料と国庫負担の時限的な引下げの継続等について検討する。

論 点

- 失業等給付積立金の今後の推移について、どのように考えるか。
- 失業等給付に係る雇用保険料率及び国庫負担について、経済財政運営と改革の基本方針2019を踏まえて、どのように考えるか。